

議案第50号

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大田原市水道事業給水条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第8条」に、「第10条―第20条」を「第9条―第22条」に、「第21条―第27条」を「第23条―第31条」に、「料金」を「水道料金」に、「第28条―第37条」を「第32条―第43条」に、「第38条―第42条」を「第44条―第49条」に、「第43条・第44条」を「第50条・第51条」に、「第45条」を「第52条」に改める。

第3条第1号中「「管理者」とは、」を「管理者」に改め、同条第2号中「「給水装置」とは、」を「給水装置」に改め、同条第3号中「「給水装置工事」とは、」を「給水装置工事」に改め、同条第4号中「「工事費」とは、」を「工事費」に改め、同条第5号中「「定例日」とは、」を「定例日」に改める。

第4条中「2種」を「3種」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもので管理者が封かんしたもの

第5条を削る。

第6条第10号を削り、同条を第5条とする。

第7条中「給水区域内」を「市内」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「総代人」を「管理人」に改め、同条第1項中「一」を「いずれか」に、「総代人」を「管理人」に改め、同項第2号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 給水装置を共用するとき。

第8条第2項中「総代人」を「管理人」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「同居人」を「家族」に改め、同条を第8条とする。

第2章中第10条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。

第11条第1項中「をしようとする者は」の次に「、管理者の定めるところにより」を加え、「申込まなければならない」を「申し込み、その承認を受けなければならない」に改める。

第12条第1項中「市がこれを行う」を「管理者又は管理者が法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う」に改め、同項ただし書中「申込者側で」を「指定工事事業者が給水装置工事を」に、「審査に合格した」を「設計審査において承認された」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文の場合において、指定工事事業者は、工事を施行するときは、使用材料及び工事について、工事着手前に管理者の検査を受けなければならない。

第12条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書に規定する確認に要する費用は、その工事を施行した者から実費を徴収

する。

第13条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7章中第45条を第52条とする。

第6章中第44条を第51条とし、第43条を第50条とする。

第42条中「一」を「いずれか」に改め、第5章中同条を第49条とする。

第41条の見出しを「(料金等を免れた者に対する過料)」に改め、同条第1項中「加入金、料金又は手数料」を「料金等」に改め、「相当する金額」の次に「(5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)」を加え、同条第2項を削り、同条を第48条とする。

第40条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「手数料」の次に「、加入金、過料、修繕費」を、「工事費」の次に「(以下「料金等」という。)」を加え、同条第2号中「料金又は手数料」を「料金等」に改め、同条第6号中「給水栓」を「給水装置」に改め、同条を第46条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第47条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 正当な理由がなく、係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (2) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (3) 指定工事業者の指定を受けないで、給水装置工事を施行したとき。ただし、施行規則で定める給水装置の軽微な変更は除く。
- (4) 消火のためのほか、管理者に届け出ないで消火栓を使用したとき。
- (5) 給水装置の善管注意義務を著しく怠ったとき。
- (6) 正当な理由がなく、止水栓、制水弁等を開閉したとき。

第39条に見出しとして「(給水の中止)」を付し、同条を第45条とする。

第38条中「みずから」を「自ら」に改め、同条を第44条とする。

第4章中第37条を第43条とする。

第36条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項を次のように改める。

管理者は、次の各号に掲げる事項について、申請又は申込み(以下「申請等」という。)をする者から当該各号に掲げる金額を徴収する。ただし、第5号から第7号までは、各号に掲げる金額に消費税相当額を加えた額とする。

- (1) 工事の設計又は設計審査の承認 1件につき3,000円
- (2) 工事(修繕工事を除く。)の竣工検査 1件1回につき 3,500円
- (3) 指定工事業者の指定 1件につき 20,000円
- (4) 指定工事業者の更新 1件につき 5,000円
- (5) 給水開始 1件1回につき 2,000円

- (6) 管網図の写しの交付 1件につき 300円
- (7) 工事竣工図の写しの交付 1件につき300円
- (8) その他諸証明等の交付 1件につき300円

第36条第1項の次に次の1項を加え、同条を第42条とする。

- 2 前項各号に掲げる事項に係る申請等については、管理者が別に定める。

第35条を第40条とし、同条の次に次の1条を加える。

(料金の還付及び追徴)

第41条 管理者は、料金を徴収した後において、その料金に減額又は増額が生じたときは、その差額を還付し、又は追徴しなければならない。

- 2 前項の還付又は追徴をすべき額は、次回徴収する料金又は未収の料金で精算することができる。

第34条を次のように改める。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により、定例日の属する月分として隔月に徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を中止したとき又は臨時的に使用したときは、随時又は翌月の定例日の属する月に徴収する。

第34条を第37条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用中止の届出がない場合の料金)

第38条 第28条第1項第1号の規定による使用中止の届出がない場合は、水道を使用していないときにおいても、料金を徴収する。

(無届使用に対する認定)

第39条 第28条第2項の規定による届出を行わずに水道を使用した者は、前使用者から引き続き使用しているものとみなす。この場合において、使用水量が不明な場合は、使用水量を認定する。

第33条第1項第1号中「基本水量」を「基本料金」に改め、同項第2号中「1ヶ月」を「1月」に改め、同条第2項中「変更後の料金とする」を「管理者が別に定める」に改め、同条を第36条とする。

第32条を削る。

第31条中「一」を「いずれか」に改め、同条を第35条とする。

第30条を削る。

第29条を次のように改める。

(料金)

第29条 料金は、1月につき次の表に掲げる口径別の基本料金及び基本水量を超過して使用した水量に従量料金を乗じて得た額の合計額に消費税相当額を加えた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

種別	口径（ミリメートル）	基本料金（円）		従量料金（円）
		水量	料金	1立方メートルにつき
専用給水装置	13	10立方メートルまで	1,700	170
	20	10立方メートルまで	3,900	170
	25		5,900	170
	30		8,700	170
	40		15,600	170
	50		24,200	170
	75		54,900	170
	100		97,500	170
	150		219,600	170
私設消火栓	私設消火栓を消防法（昭和23年法律第186号）等で定められた消防訓練以外の目的（自主防災訓練及び消防演習等）で使用したときの料金は、消火栓1個1回につき1,000円とし、1回の使用時間は、5分以内とする。			

第29条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用水量の計量）

第34条 使用水量は、市のメーターにより管理者が隔月の計量期間を定め、その期間内で定例日に使用水量を計量する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は計量期間以外の日に計量することができる。

2 前項の隔月における使用水量は、各月均等とみなす。

第28条の見出し中「料金」を「水道料金」に改め、同条第1項及び第2項中「総代人」を「管理人」に改め、同条を第32条とする。

第4章の章名中「料金」を「水道料金」に改める。

第27条第1項中「給水装置の機能又は」を「管理者は、給水装置又は供給する水の」に改め、第3章中同条を第31条とする。

第26条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

（緊急転用）

第30条 管理者は、災害その他公益上必要があると認めるときは、他に給水装置を臨時に使用させることができる。

第25条を削る。

第24条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「開始又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 代理人又は管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(3) 給水装置の所有権に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

第24条を第28条とする。

第23条第1項中「設置」を「貸与」に改め、同条第2項中「善良な管理者の注意」を「善管注意義務」に改め、同条第3項中「前項の管理義務」を「善管注意義務」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の2条を加える。

(メーター検査の申込み)

第26条 使用者等は、メーターの機能に異常があると認めるときは、管理者にその検査を申し込むことができる。

2 管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その検査を行わなければならない。ただし、検査をしない正当な理由があるときは、この限りでない。

(水道使用の申込み)

第27条 水道の使用を開始しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

第22条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条第1項を次のように改める。

給水装置の使用者、管理人又は所有者（以下「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意（以下「善管注意義務」という。）をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

第20条第2項中「申込」を「届出」に改め、同条第3項中「費用」の次に「及び善管注意義務を怠ったために生じた損害」を加え、「使用者（使用者がないときは、所有者）」を「使用者等」に改め、第2章中同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(給水装置の支分引用)

第20条 給水装置を他の者の給水装置から分岐して設けようとする者は、その所有者及び使用者の承諾を得なければならない。

2 前項の場合において、分岐を承諾した所有者がその給水装置を撤去しようとするときは、あらかじめ分岐して使用する者に通知しなければならない。

第17条を第18条とする。

第16条第1項中「合算額」の次に「に消費税相当額を加えた額」を加え、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条の2第1項中「工事（新設又は改造に限る。）」を「メーターの新設及び口径が増径となる改造」に、「次に定める加入金」を「次に定める水道加入金（以下「加入金」という。）」に、「100分の108を乗じて得た水道加入金（以下「加入金」という

。）」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を当該加入金に加えた額」に改め、同条を第15条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。